

平成25年4月から 地方独立行政法人 くらて病院

平成19年度に『地方公共団体の財政健全化に関する法律』が制定されたことや『公立病院改革プラン』が示されたことによって、近年、福岡県内も含め全国の自治体病院で活発に経営改善に向けた検討が行われています。

本町でも、第5次行財政改革の取組として『良質な医療の提供』と『経営の健全化』を継続的に両立させるため、平成23年5月に医療や病院経営に関して精通している人や住民代表による経営形態検討委員会を設置しました。

経営形態検討委員会は、町長から『鞍手町立病院が医療圏で担うべき役割を踏まえての、鞍手町立病院及び介護老人保健施設のあるべき経営形態について』を町長が諮問し、同経営形態検討委員会では平成23年10月まで協議検討が行われ、『地方独立行政法人（非公務員型）』が、鞍手町立病院及び介護老人保健施設のあるべき経営形態である』と答申されました。

これを受け、平成24年3月議会で地方独立行政法人の設立に必要な定款を制定するため、平成24年3月町議会に議案を提出し議決されました。今後は、平成24年度中に法人成立に向け必要な準備を整えていきます。

Q&Aで見る

地方独立行政法人

鞍手町立病院から地方独立行政法人へ移行した際の内容をQ&Aでご紹介します。

質問

地方独立行政法人とは
どのようなものですか

回答

鞍手町が、100%出資して設立する独立した法人です。法律では、地方独立行政法人とは、公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要であって、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のない事務・事業のうち、民間に委ねた場合には必ずしも実施されない恐れがあるものを効率的・効果的に行うために地方公共団体が設立する法人と定められています。

質問

なぜ町立病院や介護老人
保健施設を法人化するのですか

回答

医療や介護制度の改革、医師や看護師の不足により、病院を取り巻く環境は厳しいものとなつています。さらに、少子高齢化が進むことによつて国の財政状況もいつそう厳しさを増していく中、今後の医療や介護の経営は、環境の変化に素早く柔軟に対応することが求められてきます。

そのため、これまででは町の組織としての病院や老健の運営でしたが、町の組織から独立させた「法人」による運営にすることで、その自主性、主体性に委ねようとするものです。で、人事や予算等の面で病院自体が決定し実施できることが増え、今まで以上に素早く柔軟な対応の運営が可能になります。法人化するのには、住民の健康の維持や増進に役立つことを目的とした病院などの施設の運営を、これからも鞍手町で続けていくために、今の段階で最も善い方法であると判断したためです。

質問

法人になると町立の病院や
老健施設ではなくなるのですか

回答

地方独立行政法人は、そもそも公的サービスを提供することを目的として、鞍手町が出資して設立する法人です。そのため、これまでと同じように町の直営の施設であることに変わりはありません。

今後も引き続き町内に一つだけの病院及び老健施設として、地域住民に必要な医療や介護を提供していきます。

質問

法人に多くの権限を与えると
町としての関わりが
薄れないのですか

回答

地方独立行政法人では、目標、計画、評価、業務運営への反映という一連の流れが義務づけられています。

目標とは、法人として目指す姿を町が指示する「中期目標」のことです。計画とは、その「中期目標」に対して法人が具体的な行動を示す「中期計画」のことです。「中期目標」と

「中期計画」は、議会の議決を経て定められます。

また、評価については、町の附属機関として設置します「評価委員会」で、より詳しく内容が審査されますので、町としての関わりや審査体制などは十分に機能するものと考えています。

質問

評価委員会とは

どのようなものですか

回答

「評価委員会」とは、町が設置する附属機関です。「評価委員会」には、中期目標・

中期計画を定めるときに意見を言ったり、各事業年度や中期目標期間の業務実績を評価したり、法人の業務や組織のあり方を検討したり、業務改善の勧告を行ったなどの重要な役割があります。

なお、評価委員会は、医療や経営に詳しい専門家や住民代表などの委員で構成されます。



質問

法人移行に伴う
デメリットはありますか

回答

町側では、中期目標を策定したり、中期計画を認可したりするための、評価委員会の運営業務や費用が増加します。また、法人側では、これまで町で一括して行っていた人事や給与管理の業務を法人で行うこととなるため、そのための人件費やシステム費用が必要になります。業務や費用は増加しますが、増加分を上回る成果を出せるように新しい法人で努力していきます。

質問

中期目標や中期計画とは
どのようなものですか

回答

「中期目標」とは、3年以上5年以下の期間に、法人が達成すべき業務運営に関して町が定める目標のことであり、「評価委員会」の意見を聴くとともに議会の議決を経て町長が法人に指示することになっています。中期目標には、提供する医療・介護の内容や業務、サービスの質の向上に関すること、業務改善や効率化に関すること、経営改善に関するなどが盛り込まれます。

「中期計画」とは、町長から指示された「中期目標」を達成するための計画のことで、法人が策定するこの計画は「評価委員会」の意見を聴くとともに、議会の議決を経て町長が

認可することになっています。「中期計画」には、中期目標を達成するために行わなければならない措置や予算・収支計画などが盛り込まれます。

質問

法人移行後の病院の診療体制は
どのようなになりますか

回答

これまでの診療機能と同様に、町内の診療所では提供できない診療機能を法人で積極的に補っていきけるよう努力していきます。また、現在行っている救急から在宅までを網羅した診療機能についても、医療の質や利用者サービスを上向させるよう、さらに努力していきます。

質問

患者負担は増加しますか

回答

医療費の多くは国が定められた診療報酬の点数によって算定されるため、法人化することが診療報酬に影響して利用者の負担が増加することはありません。

なお、診療報酬以外の部分については、近隣の医療機関等との均衡を考慮して決定することになります。



用字用語解説

附属機関：専門家や住民等の意見を行政運営に反映するため、法律や条例に基づいて設置し、審査や調査、計画策定などを行う審議会や委員会など

◆◆ 問い合わせ ◆◆

役場総務課 TEL 42 - 2111

町のホームページ <http://www.town.kurate.lg.jp> でも確認することができます。